

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第14号

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年静岡県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊業務手当) 第5条 (略) 2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(4) (略) (5) 前項第4号の業務 <u>3,600円</u> (6) (略)	(特殊業務手当) 第5条 (略) 2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(4) (略) (5) 前項第4号の業務 <u>2,700円</u> (6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。